

# アドバイザー評価に係る2次評価一覧

資料 2

調書番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し必要性	説明	評価者	評価区分	説明	見直し必要性	説明
1	テレビ広報費	広聴広報課	有	平成24年3月に改定された山梨県広報戦略に基づき、メディアミックスによる機能強化に係る具体的な取り組みとしてYouTubeでの配信を実施するとともに、テーマの絞り込みなどを行う。	A	現行どおり	明確な広報戦略の中でテレビ広報が位置づけられ適正に運営されていると評価できる。よって、現行どおりとするのが適当と考える。今後の課題があるとすれば、視聴率を上げるためにとられた現状の放映時間帯、特にニュース時間帯においては、若い年齢層の人々にメッセージが届かない可能性がある。そのため、県のホームページのネット上で再放送やアーカイブ放送を流すといった工夫がさらに求められる。	有	県広報番組に対する県民の関心をより一層高めるために、番組をyou tubeで配信するとともに、ホームページ・フェイスブック・ツイッター等の媒体を積極的に活用して番組のPRを行っていく。
					B	現行どおり	テレビ広報は重要。金額の高低よりも県政の課題をタイムリーに伝えられるかが大切。視聴率のさらなるアップに向けた放送時間帯等の工夫が進むことを期待。		
					C	現行どおり	現在も取り組んでいるようだが、番組のモニタリングなどで県民の意見をより反映してもらえれば、よりよいものになると思う。		
2	県交通対策推進協議会事業費補助金	交通政策課	有	本協議会は国の要請に基づき、全国の各都道府県において設置している公共的な目的を追求している団体であり、公的機関のみならず民間組織・団体を構成団体等としており、地域(社会)全体をあげて交通安全対策を推進するためには、不可欠な組織である。そのため、本協議会は交通安全対策基本法の趣旨等に則り、独立した協議会として交通安全対策を継続していく必要がある。 しかしながら、本協議会においては、県民自らが交通安全意識を高めてもらうような施策に誘導・転換していくこと、不断の業務の見直しや運営の改善等の観点は必要不可欠であり、可能な限り効率性の追求を求めていく必要があるため、こうした見直し等を随時実施していく。	A	要改善	担当課の話を直接聞いて、協議会の活動内容、全体の実態を理解することができた。事前に自主点検シートを見た段階では、協議会の性格や活動の実態が十分に伝わらない面があった。県民へのわかりやすい説明の意味では、もう少し工夫が必要である。その観点から評価調書や説明(内容)について、活動実態がわかるような工夫が必要不可欠である。特に、活動指標と成果指標のギャップが著しく、改善が必要である。また、交通指導員など、ボランティアの協力を得て活動しているが、事故の形態や被害者を取り巻く環境が大きく変わっている中で、死亡事故などは改善しているが、一定の交通事故のリスクはあるので、何らかの形で関係機関に普及啓発していく協議機関は必要かもしれない。しかし、協議会設置から相当の期間が経過しており、活動内容を常に検証し、必要な見直しをしていく必要があると考える。さらに、交通事故に関心を持つボランティアやNPOなど、これまでの参加層とはことなる新たな活動参加者の輪を広げていくような見直しや創意工夫が今後さらに必要である。以上のような意味で要改善が適当とした。	有	事業の推進にあたっては、活動内容を常に検証し、効果的に行われるよう、必要な見直しを実施することとする。 また、新たな活動参加者の輪を広げるような創意工夫についても併せて検討を行う。 なお、啓発物品の作成・配付については、経費面も含め、より効果的・効率的に行うため、警察や交通安全協会等との更なる連携を推進していく。
					B	要改善	交通安全対策に関わる警察や安協等との連携をさらに密にして頂きたい。 特に啓発物品については経費が約1千万円かかっているため、効果的、効率的な作成や配付について検討し、組織間の連携を取りながら、内容の調整や経費の削減も努力して頂きたい。		
					C	要改善	交通安全の意識啓発には、不断の努力や積み重ねが必要で、協議会の果たす役割も非常に重要であることが理解できた。「見直し」の中に書いてある事務の効率化も必要だと思われる。 また、古くからの活動は時として、形骸化することもあるので、新鮮味ある活動を随時取り入れて、交通安全に尽力して頂きたい。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
3	辺地振興資金 貸付金	市町村課	無	<p>辺地振興資金は、準辺地地域を包括する市町村を対象に公共施設等の整備に必要な資金を有利な条件で貸し付けることにより、準辺地地域の振興と該各市町村の円滑な財政運営に資することを目的とし、地方交付税措置のある国の有利な地方債の対象とならない事業なども貸付対象としているため、市町村にとって使い勝手のよい資金となっており、市町村の年度間の財政負担の平準化に寄与している。平成24年度は過去の貸付実績をもとに前年度と同額の貸付枠を設定しているが、事業の選択と重点化、合併特例債など有利な地方債の活用が進められていることから、今後とも該各市町村の貸付要望を十分に踏まえ、資金枠を設定していくこととする。以上のことから、現状の事業を維持し、見直しは「無」とする。</p>	A	廃止	<p>国レベルでの辺地振興、過疎地域の振興は継続される情勢であるが、#3及び#4の両貸付制度は、国の政策がカバーしない準地域を県として独自に「横出し」で実施してきた事業である。地域の振興に貢献してきたことは理解でき、成果も上がったものと思われるが、事業開始からいずれも40年以上が経過しており、この間に非常に大きな変化があった。64市町村から27市町村体制へと移行した市町村合併の成果と、その背景にある地方分権改革である。合併特例債を活用した地域振興の充実や市町村規模の拡大による行財政能力の向上により、市町村支援における県の役割は大きく変化してきている。また、市町村サイドからみてもこの両貸付事業に対する資金需要自体が減少している。以上の理由により、両事業の歴史的役割は終了したものと考えるのが妥当である。よって両事業を廃止とするのが適当である。今後、県の果たすべき役割としては、市町村の提案する様々なソフトの事業への支援も含めた総合的な地域振興政策にシフトしていくべきと考える。よって、貸付金制度は廃止し、例えば市町村振興事業などと統合し、市町村の自助努力を踏まえながら新たな地域振興策を構想すべきである。</p>	有	<p>社会基盤の整備を進めていくためには、辺地や過疎地域など市町村の実情に応じた支援制度を維持していく必要がある。</p> <p>ただし、現行制度の活用状況を踏まえると、他の制度の活用も可能であることから、事業の廃止を含めた検討をする。</p>
					B	廃止	<p>貸付実績が年間で1、2件と極めて少ない、また他県でも特出しをしているところがほとんどない状況であり、辺地地域の基盤整備については、市町村振興資金貸付等でも対応が可能な状況では、この貸付制度を特別に設定する必要性はない。統合することによって、貸付枠の効率化、事務コストの削減もできる。</p>		
					C	廃止	<p>辺地振興資金貸付金及び過疎地域振興資金貸付金の事業(以下両事業)は、昭和40年代からの事業であり、本来の役割を終え、一定の成果があったものと判断した。他の市町村振興資金の事業(以下他の事業)でカバーできるように制度変更すればよいと思われる。ただし、両事業については、市町村の持ち出しがない充当率100%であるところに特色があり、この様な使い勝手の良い面については、他の事業を改良し取り入れる余地はある。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
4	過疎地域振興 資金貸付金	市町村課	無	過疎地域振興資金は、準過疎地域を包括する市を対象に公共施設等の整備に必要な資金を有利な条件で貸し付けることにより、準過疎地域の振興と該当市の円滑な財政運営に資することを目的とし、地方交付税措置のある国の有利な地方債の対象とならない事業なども貸付対象としているため、市町村にとって使い勝手のよい資金となっており、市の年度間の財政負担の平準化に寄与している。一方で、事業の選択と重点化により貸付が減少傾向にある中で、合併特例債など有利な地方債の活用が進められていることから、平成24年度から資金枠を縮減したところである。以上のことから、現状の事業を維持し、見直しは「無」とする。	A	廃止	国レベルでの辺地振興、過疎地域の振興は継続される情勢であるが、#3及び4の両制度は、国の政策がカバーしない準地域を県として独自に「横出し」で実施してきた事業である。地域の振興に貢献してきたことは理解でき、成果も上がったものと思われるが、事業開始からいずれも40年以上が経過しており、この間に非常に大きな変化があった。64市町村から27市町村体制へと移行した市町村合併の成果と、その背景にある地方分権改革である。合併特例債を活用した地域振興の充実や市町村規模の拡大による行財政能力の向上により、市町村支援における県の役割は大きく変化してきている。また、市町村サイドからみてもこの両貸付事業に対する資金需要自体が減少している。以上の理由により、両事業の歴史的役割は終了したものと考えるのが妥当である。よって両事業を廃止とするのが適当である。今後、県の果たすべき役割としては、市町村の提案する様々なソフトの事業への支援も含めた総合的な地域振興政策にシフトしていくべきと考える。よって、貸付金制度は廃止し、例えば市町村振興事業などと統合し、市町村の自助努力を踏まえながら新たな地域振興策を構想すべきである。	有	社会基盤の整備を進めていくためには、辺地や過疎地域など市町村の実情に応じた支援制度を維持していく必要がある。 ただし、現行制度の活用状況を踏まえると、他の制度の活用も可能であることから、事業の廃止を含めた検討をする。
					B	廃止	貸付実績が年間で1、2件と極めて少ない、また他県でも特出しをしているところがほとんどない状況であり、過疎地域の基盤整備については、市町村振興資金貸付等でも対応が可能な状況では、この貸付制度を特別に設定する必要性はない。統合することによって、貸付枠の効率化、事務コストの削減もできる。		
					C	廃止	辺地振興資金貸付金及び過疎地域振興資金貸付金の事業（以下両事業）は、昭和40年代からの事業であり、本来の役割を終え、一定の成果があったものと判断した。他の市町村振興資金の事業（以下他の事業）でカバーできるように制度変更すればよいと思われる。ただし、両事業については、市町村の持ち出しがない充当率100%であるところに特色があり、この様な使い勝手の良い面については、他の事業を改良し取り入れる余地はある。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
5	消防防災施設 等整備費補助 金	防災危機 管理課	有	平成24年7月に行っ た市町村への聞き取り 調査によると、18市町 村で57基の耐震性貯 水槽の整備が必要と 回答している。 平成25年度まで事業 を継続することにより、 市町村が必要としている 耐震性貯水槽をほ ぼ整備することができる 見込である。 今後は、地域の防災 力の強化を図るため、 新たな需要に対する助 成を検討していく。	A	要改善	事業の目標が達成されることにより、 終了するという部分についてはその通り で良いと思う。そういう意味では廃止と いう評価でも良かったかもしれない。し かし一方で、新たな大災害に対応したり アリティのある地域防災ということを考え ていくには、耐震性貯水槽を含めた消 防水利の全体が、現実的にそれぞれの 近隣コミュニティの中でうまく機能するの か気になる。もちろん、基本的にはそれ は市町村の任務であるが、十分に整備 されていくように、コミュニティ単位での 防災力向上が大切である。そういう認識 を各市町村に持ってもらうように進めて もらいたい。県では消防の広域化など の取組みをしており、効率的な消防や救 急の対応を取るよう進めていく立場でも あるので、そういう広域的な視点から客 観的な情報整理等を促していくよう市町 村間の調整をする必要がある。当該事 業は補助金の問題であるが、視点を広 げて考えると、情報整備とその共有化と いう面で課題が残る。以上、当該補助事 業に関しては目標が達成されることによ り終了で良いが、その後の新たな対応 策について、市町村と連携を図りなが ら、情報の整備、共有化を県の役目とし て対応してもらいたい。よって、要改善と するのが適当である。	有	平成25年度末で市町 村が必要としている耐 震性貯水槽をほぼ整 備することができる見 込であることから、本 事業は平成25年度を もって終了する。 なお、引き続き地域 の防災力強化に必要 な支援方策を検討、実 施していく。
					B	要改善	県として、消防防災施設の絶対数と配 置状況を把握する中で、市町村の指導 を徹底して頂きたい。最終的には個々 人が自分の地域に消防施設がどこに配 置してあるのかということを周知するよう 指導を徹底してもらいたい。		
					C	廃止	当事業については、耐震性貯水槽の 整備という面で、初期の目標を果たした ので、H25年度をもって廃止とする。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
6	県社会福祉協 議会運営費補 助金	福祉保健 総務課	無	<p>県社協は、社会福祉法第110条に規定される広域的な社会福祉事業の実施や地域福祉の推進を目的として運営され、市町村社協その他福祉関係団体と連携を図り、県内の地域福祉活動に対する支援を行うとともに、地域を支えるボランティア活動の支援や災害における福祉救援活動の中心的役割を担うなど、その果たす役割は大きい。</p> <p>また、県社協は、自主財源が少ない一方で、県が担うべき多くの事業を委託しているため、その運営が停滞すると地域福祉サービスの低下を招くことから、安定的な運営を図るため、引き続き県が運営費を助成することは必要である。</p>	A	要改善	<p>本運営費補助は、直営に比べて県にコストメリットがあり、同時に、受給サイドである県社会福祉協議会の業務遂行においても現場の柔軟性が確保できるメリットがあり、現状ではウィンウィンの関係にある。しかしながら、この運営費補助の考え方の背景には、県社協が受託する国の補助事業において、国の補助要領により当該事業に人件費を配分できないことになっている事業の実施分に発生する人件費を、事実上、県が肩代わりするという、いわば「裏負担」問題が潜んでいる。国と対等なはずの県は、こうした「裏負担」が発生しないよう、国に対して制度改善を要求していくべきである。また補助事業や委託に比べ、人件費補助という手法は透明性に欠けるきらいがあるので、その合理性・妥当性を県民にわかりやすく説明できるようにしておくことも必要である。以上のことから、要改善とするのが適当であると考え</p>	有	<p>民間の社会福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の安定的な運営を図るためには、引き続き県が助成を行う必要がある。</p> <p>事業の実施にあたっては、県民に分かり易く説明できるような、より透明性を高めた運営費補助となる方法を検討するとともに、自主財源を高める方策についても、他県の事例を参考にしながら検討していくこととする。</p> <p>なお、国の補助要領により人件費を配分できないことになっている補助事業に係る人件費分については、機会を捉えて国へ制度改善を要望していく。</p>
					B	要改善	<p>社会福祉協議会内での人事交流等で業務を効率化すると同時に、自主財源の増強を図り、補助金に頼らず自立できる体制を目指して頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>県社協の重要性は理解しているが、運営費補助により、どの程度、効率的に事業が行われたか評価しづらいものとなっている。</p> <p>職員のモチベーションに繋がる新たな指標を他県とも情報交換しながら模索すべきである。</p>		
7	民間社会福祉 施設等整備資 金利子補給金	福祉保健 総務課	有	<p>当該利子補給制度は、新規や改修及び拡張の施設整備を促進する効果を持つとともに、施設経営の継続的安定を図り、良質なサービスを提供するために大きな役割を果たしていることから、意図した成果を上げている。</p> <p>しかし、平成20年度見直しにより、「介護保険施設」及び「障害者支援施設等」を対象施設から外したことで、また昨今、貸付金利も低い状況が続いていることから、利子補給の需要が減ってきている。</p> <p>このため、老朽化による改修や拡張及び新規のニーズ等について勘案する中で、新規利子補給のあり方について検討していく。</p>	A	一部 廃止	<p>現在、当該事業の事実上の利用者は保育所や乳児院などに限られている。また事業の経緯の中で、介護保険施設及び障害者支援施設等が対象外となったこと、市場の金利が低くなったこと等から、新規利子補給の需要そのものが薄れている。よって、新規募集分について廃止する一部廃止が適当と考える。</p> <p>なお、仮に新規分を廃止したとしても過年度の累積分の利子補給が完了するまでにおよび今後20年程度は県費負担を継続する必要があることを考慮すると、この事業にとどまらず類似事業の立案にあたり、一度事業を開始すると後年度負担がどれ位かかるかの推計をおこない、その行財政上の影響等を見積もり判断するための透明な政策決定手続きを整備することが不可欠であると考え</p>	有	<p>制度創設以来40年以上が経過したが、平成20年度見直しにおいて、対象施設が限定的になった以降も新規の施設整備ニーズがあり、施設が老朽化し改修等が必要となっている施設も存在することから、今後、新規利子補給のニーズ調査を実施した上で、新規利子補給については廃止を含め、そのあり方を検討していく。</p>
					B	一部 廃止	<p>事業主の自己責任で対応すべきであり、新規分は廃止したらどうか。</p>		
					C	一部 廃止	<p>新規借入れに対する当該整備資金利子補給については、廃止とすべきである。その理由は、当該事業の対象施設が少なくなったこと、市場金利が低くなったことにより需要が減っていることなどである。また、過年度からの継続部分については繰上償還を促すような、施策も必要と思われる。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
8	高齢者総合相 談センター運 営事業費	長寿社会 課	有	<p>本県における高齢化率は年々増加し、平成23年4月1日現在24.2%となっており、また、今後も上昇する見込みである。こうした状況において、県が広域的、専門的に総合相談業務を実施する意義は大きく、今後も事業を継続していく必要がある。</p> <p>については、安心して暮らせる地域づくりに今まで以上に貢献していくため、県ホームページや、市町村、県社会福祉協議会、県老人クラブ連合会等関係団体の広報媒体等を活用し、本事業の一層の周知を図り、相談件数の増加に繋げていく。</p>	A	廃止	<p>この相談事業は、昭和63年からはじまりほぼ四半世紀が経過している。この間、平成12年度から介護保険制度がスタートした。介護に関して幅広く民間事業者が参入し、また市町村の自治事務として介護保険事業計画を策定し、それをサポートする形で市町村社協やその他様々な機関・団体が同様の相談業務を行うなど、今日においては当該相談事業の代替が可能な環境が整備されてきている。また、最近の相談件数も大きく増えているわけではなく、需要そのものが低迷ないし減少傾向にある。費用対効果の観点から見ても根本的な再検討が不可欠である。もちろん費用対効果や相談件数に代表される指標は数値的側面を表現するもので、それだけで直ちに必要性を判断する材料になるわけではない。しかし、上記のように制度・環境が大きく変化する中で、他の主体による相談事業ではカバーできないような固有な役割を当該事業が果しているとの確証はえられない。過去においてこの事業が固有の意義を持っていたことは想像できるが、介護保険制度が制定され、市町村や民間の事業への裾野の拡大によって相談機会が大幅に増大し、固有の意義がどこにあるのか不明である。自主点検シートの「見直しの必要性」の中で、「県が広域的、専門的に総合的相談業務を行うことは意義が大きい」との指摘があるが、実際の相談者は甲府市やその周辺が大半であり、必ずしも広域的な機能を果しているとは言えない。また専門的という意味でも、介護や看護に関する相談業務は非常に裾野が広がってきていることを考えても、来所者数が少ないこともあまって、固有の意義は失われていると考えるのが妥当である。よって、廃止とするのが適当であると考え。</p>	有	<p>これまでの高齢者総合相談センターの役割や相談状況を再検証したうえで、県内市町村や他機関・団体での相談対応状況を勘案し、他事業(機関)との整理統合や廃止も含めた総合的な検討を行う。</p>
					B	廃止	<p>相談業務は、市町村社協、地域包括支援センター、県民生活センター等で可能であり、相談件数が減少していることは、高齢者とその家族に特化するがゆえに、逆に相談しづらいこともあるのではないかと。身近なところで、総合的な相談をする施設等を充実することで、福祉プラザにこのセンターを置いておく必要性は、費用対効果の面からも薄い。</p>		
					C	廃止	<p>専門相談として法律相談を残しているが、他機関で繋げ対応することで十分目的は達成可能であると考え。また、介護・看護、その他一般相談についても、県民生活センターや市町村社会福祉協議会など県、市町村等の他の窓口があるので、そこで十分対応可能ではないかと思われる。</p> <p>もちろん、実態としてどのような相談があるのか、県にしか対応できないような事案があるのか、広域的な観点から、事業の存続を勘案しなければならないことは言うまでもないが、基本的には廃止と位置づけた。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
9	長寿やまなし 振興事業費補 助金	長寿社会 課	有	<p>本県の高齢化率が年々上昇し、平成23年4月1日現在で24.2%と過去最高となっている中、高齢者がサービスの受け手にとどまるだけでなく、健康で生きがいを持って自らの生活の質を向上させること、仲間同士の交流や世代間の交流を深めること、自分の経験や知識を生かし積極的に地域活動を行うことの必要性が増しており、本事業の果たす役割もますます重要になっている。</p> <p>については、より多くの高齢者が本事業に参加するよう、健康づくり・生きがいづくりの楽しさや充実感等について、県ホームページや県社協、老人クラブ等の広報媒体を活用し、高齢者に対する情報発信を強化していく。</p> <p>また、いきいき山梨ねんりんピックは、世代間交流のイベントでもあることから、高齢者以外の県民に対しても、情報発信を強化するとともに、イベントの内容の改善についても必要に応じて検討していく。</p>	A	要改善	<p>超高齢社会における高齢者の健康と生きがいづくりはますます重要性を増す施策である。本事業の対象とする、いきいき山梨ねんりんピック、シルバー作品展等、事業として定着している印象がある。それだけに、活動指標や成果指標の設定方法にも一層工夫をこらし、当該事業全体の参加者のすそ野の拡大や参加層の変化に留意した指標化の見直しが必要である。また、今後、団塊世代の大量退職による潜在的参加者の増大に対応して、潜在層の参加者のニーズの変化に応じた事業内容の見直しが必要である。よって、要改善とするのが適当である。</p>	有	<p>事業の実施にあたっては、より多くの高齢者が本事業に参加するよう、健康づくり・生きがいづくりの楽しさや充実感等について、県ホームページや県社協、老人クラブ等の広報媒体を活用し、高齢者に対する情報発信を強化していく。</p> <p>また、いきいき山梨ねんりんピックは、世代間交流のイベントでもあることから、高齢者以外の県民に対しても、情報発信を強化するとともに、必要に応じてイベントの内容を改善していく。</p>
					B	要改善	<p>ことぶきマスター人材バンクについて、登録者の増加、活動の活発化を目指す必要がある。</p> <p>また、いきいき山梨ねんりんピックについては、社会福祉協議会や老人クラブ等の広報媒体を活用するなどしてPR活動を強化し、参加者の底辺の拡大に努める必要がある。</p>		
					C	要改善	<p>核家族化による孤独死や老老介護が社会問題となる中で、高齢者がスポーツ活動、文化活動、地域での交流活動等を行うことは重要であるとする。県の事業として、こうした活動への参加者を1人でも増やすための施策を充実させる一方、参加しない人の状況把握などソフト面での更なる充実が必要である。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
10	産休等代替職員雇用費補助金	児童家庭課	有	<p>他自治体の同様な事業を調査したところ、平成17年度以降、同補助金の一般財源化に伴い、市町村の人員費は市町村自らが負担すべきであるとし、公立施設への補助を廃止する自治体が増えている。</p> <p>本県では、公立の施設(特に保育所)が人員費を抑えるため、フルタイムではない非常勤職員やパート職員を雇用する傾向にあり、当該補助金の対象となる正規職員自体が減少傾向にある。</p> <p>こうした状況の変化を考慮し、本県においても補助対象を私立の施設のみにするなど、事業の見直しを検討する必要がある。</p>	A	廃止	<p>事業をめぐる制度・環境の変化を踏まえて、事業の必要性や妥当性を再検討しなければならない。当該事業の場合、産休等代替職員の雇用をめぐる県の補助が、他の福祉施設や幼稚園でも産休等の対応は不可欠であるにもかかわらず、なぜ児童福祉施設(実態としては保育所)だけ必要性があるか、について再検討すべきという課題である。保育所には職員の配置基準があるからというのが主たる理由であるが、配置基準の順守と、施設経営上当然のリスク要因である産休等への対応の問題とは、そもそも次元が異なり、施設経営の自己責任の問題である。たしかに措置制度が採用されていた時代には丸抱え的な補助も合理性を持っていたかもしれないが、今日のように契約的制度化にシフトし個々の保育所の一定の自由度が増した制度下では、当該事業の妥当性は大きく薄れている。また、本県の場合、いわゆる待機児童問題が深刻とはいえない状況下で、特に保育所だけを特例的に補助する政策的理由もみあたらない。加えて、県の固有の役割は、広域性の問題、市町村との調整、市町村にはできない規模の事業等の実施に求められるが、この観点から見ても、市町村立等の公立保育所も補助対象になっているのは、著しく妥当性を欠くといわざるをえない。よって、当該事業を廃止とするのが適当であると考え。</p>	有	<p>安心して子育てができる環境づくりに取り組む中で、児童福祉施設における産休、育休制度の定着化や施設運営費等の財源の充実及び他の福祉施設、幼稚園の状況等を総合的に勘案し、本事業について廃止を含めた見直しを検討する。</p>
					B	廃止	<p>同じ就学前の施設の幼稚園に補助がないのに、保育園のみに補助するのは合理性に欠ける。</p> <p>幼稚園と保育所の一体化が話題となっている中で、保育所だけ補助するのは、公平性の点から違和感がある。</p>		
					C	廃止	<p>当該事業は、児童福祉施設等に勤務する職員が長期休養する場合に、代替職員を新たに雇用する際の、必要な経費を補助する事業である。こういったコストは、本来、児童福祉施設自らが負担すべきものとする。また、人材不足で人が集まらないなど特殊な状況があるならまだしも、ハローワーク等で代替職員の求人は可能ということ、質の高いサービスの維持を目的としながら、当該事業適用においては、長期休養者の復職を条件としていないこと、幼稚園には、同様の事業がないことなど、考慮して廃止とする。</p>		



調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
11	自立支援医療 給付費	障害福祉 課	有	<p>障害者自立支援法の各種経過措置は本年3月に期間が満了し、また、新制度への移行を円滑にするための特例交付金特別対策事業も本年度で廃止とされている。</p> <p>国の経過的特例措置を基礎とした激変緩和措置であるが、障害者医療制度全体のバランスを考慮しながら不断の検討を進める。</p>	A	廃止	<p>本県独自の経緯をふまえると、本事業のような他県でもほとんどみられない「横出し」的な経過措置がとられてきたことにそれなりに一定の根拠があると思うが、制度開始後6年が経過した現在、その役割は完了したと見られる。よって、本事業を廃止することが適当であると考え。障害者の支援制度は社会的公正を実現するうえで必要不可欠であり、県民の幅広い理解と合意を得ながら充実していくことが重要であるが、同時に、当事者としての障害者が、自己の権利としてのノーマライゼーションを実現すべく、幅広い社会参加ができる制度や社会環境の整備、とりわけ就業環境を充実させていくということが大事であり、そこに県の支援策の重点化を図る必要があると思う。なお、当該事業に限らず今後の一般的な課題として、経過措置を実施する際は、その理由や根拠を明確にすると同時に終期を明示するなど一定の見通し、透明性、予見可能性をもって政策決定するという、政策決定手続きの明確化が必要がある。</p>	有	<p>障害者自立支援法の各種経過措置は本年3月に期間が満了し、また、新制度への移行を円滑にするための特例交付金特別対策事業も本年度で廃止とされている。</p> <p>国の経過的特例措置の開始から6年が経過し、激変緩和措置としての役割を果たしたことから、平成24年度をもって廃止する。</p>
					B	廃止	<p>この事業自体が激変緩和措置の中で行われてきており、社会環境等の変化で役割は終了している。今後、どのようなものが障害者支援に適するのかわかると、障害者自身の立場に立って、支援策を総合的に見直すことが必要。</p>		
					C	廃止	<p>他県の状況もさることながら、制度導入の背景、それから当該制度が経過的な措置であるということを総合的に勘案した結果、廃止すべきとする。</p>		
12	休日夜間急患 診療体制確保 事業費	医務課	有	<p>市町村等の実施する休日夜間急患診療体制が円滑に継続して確保され、初期救急患者が必要な医療を受けられるよう、引き続き支援していく必要がある。</p> <p>また、これらの事業が有効利用されるように、休日夜間急患診療に係る情報提供について検討する必要がある。</p>	A	要改善	<p>夜間の救急医療体制の整備はいざという時に安心できる生活を送るための社会基盤である。その意味で、担い手の医療機関の不足によるとはいえ、県内市町村に夜間救急の空白地区があることは大きな問題である。市町村、地元医師会の責任において整備すべきところであるが、こうした空白地区においては、例えばセンター方式の導入など広域自治体としての県が協力して、より安心を高める体制づくりが緊急に必要である。また、こうした夜間・休日の救急医療制度を、安易で自己中心的な考え方で受診する一部の者の目的外利用を抑制し、適正な利用を図るための情報の提供等の施策上の工夫が必要である。よって、要改善するのが適当と考える。</p>	有	<p>在宅当番医制については、市町村の責務において整備するところだが、夜間で未実施地区があることから、更なる拡充に向けて関係機関に対し取り組みを促すこととする。</p> <p>また、救急医療体制の円滑な実施を図るため、休日夜間急患診療に係る情報提供と併せ、救急医療の適正利用について啓発をおこなっていく。</p>
					B	要改善	<p>夜間の救急医療体制における空白地区は市町村、地元医師会の責任において整備するところであるが、例えばセンター方式の導入など県が協力して、より安心を高める体制づくりが必要である。また、緊急性に欠ける利用を抑制し、適正な利用を図るための情報の提供が必要である。</p>		
					C	要改善	<p>甲府市の救急センターに対する定額補助の実態を調査して適切に対応していただくとともに、コンビニ受診等、不要な診療をされないようにして、全体のコストを下げるのが可能となるような啓発活動をお願いしたい。</p>		

調書番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し必要性	説明	評価者	評価区分	説明	見直し必要性	説明
13	「森の教室」等管理委託費	森林環境総務課	有	<p>本県は全国有数の森林県であり、本県の貴重な財産である森林は、標高・気候といった立地条件や過去の社会生活との関わりの違いにより多様な環境を呈している。県では、各機関が実施する森林・林業に関する体験活動などを「やまなし森の教室」として体系的に整理し、立地条件により異なる多様な森林環境や施設の独自性を活かした各種事業の情報提供を県HPなどにより実施している。</p> <p>今後、森林総合研究所では、開催する教室の一部において、計画参加者数(募集人数)と参加者実績数に乖離がみられるものがあるため、開催時期・教室の内容・募集時のPRIについて、参加者からの意見聞き取りを行うなどして、需要の再把握と開催方法の再検討の両側面から見直しを行うとともに、関連事業の実施機関との連携を強化し、改善を図ることとする。</p>	A	要改善	<p>森林県である本県において、施策目的である森林・林業に対する理解を深める事業は非常に重要なものだと考える。しかしながら、その実施においては、より効率的で効果的な事業方法となるよう工夫をしていく余地が、きわめて多いと考える。当該「森の教室」と類似した事業は、県の森林環境部内の事業だけに限定しても、他に8事業あり、個々ばらばらに実施されている面が強い。関連類似事業相互間で企画段階から調整や連携を図り、場合によっては、事業の統廃合を含めて再検討すべきである。よって、要改善とするのが適当であると考えられる。</p>	有	<p>部内関連事業を実施する各施設間や峡南地域における各種施設間において、企画段階から連携し、各施設の特徴を活かした事業の展開や、実施段階での協働を図る。また、主催事業定員外の日常の利用者に対して森林・林業の役割を普及するメニューを検討するとともに、学校等への個別訪問を始めとした「森の教室」事業のPR強化により利用者の増加を図ることとする。</p> <p>なお、出張講座については、従来より研究所職員の講師派遣により実施してきたが、各教育機関でのニーズの再把握に努めながら、対象人員が増すように積極的に実施していく。</p> <p>また、委託料については、経費削減等について検討する。</p>
					B	要改善	<p>森の教室参加者が少なく、費用対効果の面では疑問を感じる。</p> <p>峡南地域その他施設や関係施設等の連携を図り、県内の小中学生などの利用促進を図るなどして、利用者の増加を図ること。</p> <p>浄化槽や芝生管理にかかる委託料の積算根拠を検証して、経費削減も検討して頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>利用者数など更なる充実を目指すことが必要と判断した。事業目的を達成するためには待ちかまえるよりも、出向く方が、効率が良いのではないかと思われる。つまり、来ていただく人よりも、小学校、保育園、幼稚園へ出向いての出張講座や、他の類似施設との連携などを通して、対象人員を広げることが必要である。</p>		
14	特定鳥獣適正管理事業費補助金	みどり自然課	有	<p>野生鳥獣による農林業被害等を軽減させるためには、増えすぎた個体数を減らすことや加害個体を的確に捕獲することが大変重要である。</p> <p>このため、県では生息実態についてのモニタリング調査(二ホンジカ保護管理事業)や効率的な捕獲方法の実験(二ホンジカ個体数調整実証事業)を引き続き実施し、得られた知見等をもとに県下各地域の実情にあった効果的な捕獲体制や捕獲方法の整備を進めていく。</p> <p>また、県や市町村等は野生鳥獣の捕獲業務については、猟友会に業務を委託し実施しているが、捕獲に従事する猟友会員は高齢化するとともに減少しているため、新たな捕獲従事者の確保や、現在の捕獲従事者の技術向上が緊急課題であるため、鳥獣保護管理人材育成事業による捕獲従事者育成研修や、新規狩猟者取得説明会開催などによる対策も併せて進めていく。</p>	A	要改善	<p>生態系の中で生き物と人間が共生をめざすことは当然である。しかし、過去の一定期間の政策選択において、過度の鳥獣保護管理政策が採用された結果、生態系のバランスを大きく欠く状態が生まれた。生態系のキャパシティを超えた繁殖によって、イノシシやサルによる農業被害や、シカの食害による山林の荒廃が、著しくなった。当該事業は、これらを防止改善するために、特定の鳥獣ごとに捕獲目標を掲げ、それを達成する体制整備・充実を図るための補助事業であり、過去の政策がもたらした予期しない結果を改善するうえで、現状ではやむを得ない政策的措置であると考えられる。とりわけ、適正生息数の10倍以上の二ホンジカの狩猟や管理捕獲は、緊急の対応と体制整備が必要である。また、森の恵みでもあるシカ肉を県産食材として幅広く活用するためには、同様の取り組みをしている長野県の事例なども参考にしながら、安全性のチェックと県内でのシカ肉流通の仕組みの整備が急務である。以上の観点から、要改善とするのが適当であると考えられる。</p>	有	<p>他県の先進事例等を参考にしながら、県下各地域の実情にあった効果的な捕獲体制の整備を進めるとともに、捕獲従事者の育成や、新規狩猟者取得説明会開催などによる人材の確保を進めていく。</p> <p>また、捕獲頭数が多い二ホンジカについては、肉等の有効活用についても検討を進めていく。</p>
					B	要改善	<p>他県の情報収集等により、効果的な捕獲体制、人材の育成、報償等のあり方を検討し、目標達成に努力されたい。</p>		
					C	要改善	<p>高い目標を達成できるよう期待したい。狩猟者の確保のための新たな対策も大切であるため、そういった対策にも取り組んで頂きたい。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
15	林業用優良苗木確保資金貸付金	林業振興課	無	長引く木材価格の低迷等により、森林組合の経営状況は依然厳しい状況が続いているため、引き続き山梨県森林組合連合会が森林組合のために苗木を安価で安定的に仕入れる必要があることから、森林組合からの本資金に対する要望も強く、現行どおりの内容により事業を継続して実施することとする。なお、今後の経済状況の変化や、苗木需要量の推移、山梨県森林組合連合会及び森林組合の経営状況を考慮しながら、貸付金額の減額、利率の見直し等検討していくこととする。また、現在山梨県森林組合連合会と森林組合では、人件費の抑制や新たな事業に取り組むなど、経営改善に努めているところである。	A	要改善	県土の約9割を森林が占める県における林業の振興は、現状ではマーケット機能が不全であり、また山の管理に公益性が認められる点で、一定の行政の関与は不可避である。当該林業用優良苗木確保資金貸付金は、そうした行政関与の一環である。連合会が、県の貸付金を使って苗木を一括で購入することは規模の経済性が働き、経済的メリットがある。ただし、毎年、定額の貸付が長期間継続していることに関しては、資金需要の実態等を調査して、貸付額の適正さや需要の実態を検証する作業が必要である。なお、「苗木」の購入にあてるべき借入金のうち、年度で異なるものの、最大で30%程度が「付帯資材」の購入に充てられている実態は、きわめて不透明である。現状では、厳密に言えば借入証書の「特約事項」のうちの「目的外使用」に当たる可能性もある。もちろん、シカの食害を防止するための現場での裁量が一概に悪いとは思わないが、一定の借り入れ条件の中で公費を利用している以上、広く県民に説明ができる使途や手続きになっていなければいけない。林業に詳しくない人にもわかるよう、付帯資材も一緒に購入する必要がある理由やその上限額の明示など、特約条項の見直しも含めた、透明性の向上策を直ちに見直すべきである。以上の理由により、要改善とするのが適当であると考える。	有	貸付の実施にあたっては、林業用種苗生産需給調整協議会での需給量情報などに基づき、取扱量に必要な貸付額とする。また、付帯資材については、特約条項などへの記載を検討し、透明性を高めることとする。 今後も林業を取巻く状況を勘案して、県森連及び各単位森林組合が借り入れに依存しない経営に取り組めるよう、森林組合法に基づき県が実施する常例検査などを通じて、経営改善・体質強化に向けた指導・助言を今まで以上に行っていくこととする。
					B	要改善	貸付実績金額が継続して同額であり不自然である。 県森連や単位森林組合毎にそれぞれ資金使途、返済財源を精査し、資金が有効に活用されているか、確認する必要がある。 最終的には借り入れに依存しない経営改善の指導をお願いしたい。		
					C	要改善	二つの事業目的は違うにせよ、両事業における貸付金は、長期に渡り増加の傾向にあり、実質的には長期債権であると思われる。通常、長期の貸付金だと、返済期限を決めて計画的に元本を回収していくこととなる。債務者も、なんとかキャッシュフローを捻出して返済していこうという誘因が働くが、このケースのように毎年、同額の短期借入れを続けることが可能ということは、返済する誘因が弱くなると思われる。よって、このような長期固定となる貸出方法も見直した方が良いと思う。 なお、林業用優良苗木確保資金貸付金に関しては、所謂、運転資金の貸付と認識している。だとすると、状況等は各年によって苗木の取扱量も違うし、本数も市場価格もかなり変動すると思われるので、貸付金額も当然変わってしかるべきだと思う。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
16	森林組合事業 促進資金貸付 金	林業振興 課	無	民有林の森林整備の中核を担う森林組合においては、主な事業である森林整備に係る受託費・補助金等の収入時期が偏る傾向にあり、1森林組合の四半期ごとの事業収益は、第1四半期16百万円、第2四半期24百万円、第3四半期4百万円、第4四半期26百万円というように資金繰りが厳しい期間がある。このため、森林組合が事業を円滑に実施するための運転資金として、当資金は無くしてはならないため、現行どおりの内容により事業を継続して実施することとする。なお、今後の経済状況の変化や森林組合の経営状況を考慮しながら、貸付金額の減額等検討していくこととする。また、現在森林組合では、人件費の抑制や新たな事業に取り組むなど、経営改善に努めているところである。	A	要改善	森林組合事業促進貸付金も、#15の前半部分とほぼ同様の理由により、要改善とするのが適当である。	有	貸付の実施にあたっては、単位森林組合の経営状況の実態を把握し、貸付を受ける各組合の資金需要を考慮したうえで、必要な貸付額を決定する。 今後も林業を取巻く状況を勘案して、県森連及び各単位森林組合が借りに依存しない経営に取り組めるよう、森林組合法に基づき県が実施する常例検査などを通じて、経営改善・体質強化に向けた指導・助言を今まで以上に行っていくこととする。
					B	要改善	貸付実績金額が継続して同額であり不自然である。 県森連や単位森林組合毎にそれぞれ資金使途、返済財源を精査し、資金が有効に活用されているか、確認する必要がある。 最終的には借りに依存しない経営改善の指導をお願いしたい。		
					C	要改善	二つの事業目的は違うにせよ、両事業における貸付金は、長期に渡り増加の傾向にあり、実質的には長期債権であると思われる。通常、長期の貸付金だと、返済期限を決めて計画的に元本を回収していくこととなる。債務者も、なんとかキャッシュフローを捻出して返済していこうという誘因が働くが、このケースのように毎年、同額の短期借入れを続けることが可能ということは、返済する誘因が弱くなると思われる。よって、このような長期固定となる貸出方法も見直した方が良いと思う。 なお、林業用優良苗木確保資金貸付金に関しては、所謂、運転資金の貸付と認識している。だとすると、状況等は各年によって苗木の取扱量も違うし、本数も市場価格もかなり変動すると思われるので、貸付金額も当然変わってしかるべきだと思う。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
17	県産材利用促進事業	林業振興課	無	県産ラベリング材利用事業および甲斐の木活用総合推進事業については予定通りの活動量があり、県産ラベリング材利用事業については、補助要件となっている3割を大幅に上回る6割以上の県産ラベリング材の使用につながっていることから、今後も県産ラベリング材の利用量が増加するよう、引き続き当該事業を活用していく。	A	一部 廃止	本事業の目的である林業振興の出口として、建材マーケットにおける県産ラベリング材の利用促進を図ることは必要かつ重要であり、この政策の目的に大いに賛同できるところである。しかし、その目的を遂行するために採用されている手段のうち、予算の大部分を占めるラベリング材利用補助事業の部分は、その目的に照らして妥当性が低いと考える。その理由は次の2点である。第1に、ラベリング材の利用量を増大する目的を達成するための手段だとするとあまりにも中途半端である。実際の利用実績も40件前後しかなく、利用量を増大させることに貢献する大きな効果は無い。ラベリング材の利用拡大を図るのであれば、むしろダイレクトに工務店や住宅メーカーと連携して、この建材を使った良質の住宅建築を誘導する方向に資金をシフトしていけばいいのではないか。第2に、ラベリング材の広報効果、一種のアンテナショップ的な機能を期待して政策の波及効果を狙うねらいがあるとすれば、あまりにもコストパフォーマンスが悪すぎる。加えて、建築中等の見学会を補助申請者に義務付けることで「波及効果」を期待する仕掛けとなっているとのことだが、これは心理学的にみて合理性を欠く可能性が高い。建築主がわずかな補助金のために、「公共施設」でもない個人財産である建築物を不特定多数の人々に「公開」する積極的動機をもつと考えるのは、当事者の心理を軽視した発想ではないだろうか。以上の理由により、当該事業の補助事業部分については一旦廃止とし、抜本的な事業の再検討が必要という意味で一部廃止とするのが適当と考える。	有	産地や加工・流通履歴が明確な県産ラベリング材が、住宅等の建築資材として利用されることは、県産材の普及と消費拡大に貢献し、県内の林業・木材産業の振興につながることから、これまでの経緯や成果を検証するとともに、他都道府県の実施状況、今後の国の施策の動向等も勘案しながら、抜本的な見直しを行う。
					B	一部 廃止	活動実績が少なく、効果的な施策となっていないのではないかと。利用量の増大の為に、公共施設等への活用に注力したらどうか。また、周知不足は否めないと考えられ、普及啓発活動の増強を図ったらどうか。		
					C	要改善	当該事業の利用が少ないのは、制度の周知徹底されていないのが原因ということなので、もう少し広くいろいろな分野、たとえば設計士や工務店などに働きかけてみるべきと判断した。また、働きかけの際、補助金額のみならず、「なぜ県産材を利用してもらいたいのか」とか「どういうメリットがあるのか」という、品質面などの伝え方を工夫すべきである。		

調書番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し必要性	説明	評価者	評価区分	説明	見直し必要性	説明
18	燃料電池関連産業集積・育成支援事業費	海外展開・成長分野推進室	有	予定された活動量及び成果を上げていると考えられるため、大幅な見直しを要しないが、技術相談会のテーマや企画内容については、アンケート調査によりニーズを把握するなどし、適宜見直しを行う。	A	要改善	燃料電池関連産業については、今後、非常に期待が大きい分野の一つであり、本事業の意義は大きい。継続して実施する必要があるが、次のような点に留意が必要である。多くない予算で効率的に事業を行うためには、他の事業と効果的に連携することが必要である。また、県内企業の強みを活かして課題が解決できるように、きめ細かい支援事業を行っていくことが肝要である。以上から、本事業は要改善とするのが適当である。	有	本事業による研究支援を継続するのみではなく、各企業の研究成果の一部が、何からの形で県内企業に波及効果をもたらすような事業運営や他事業との連携が図られるよう、本年度から開始した「研究開発支援補助金」や「成長分野連携参入支援事業」も活用し、関連産業の集積や育成が進むような効果的な仕組みとする。 また、本事業に関係する企業や山梨大学のネットワークを活用して、引き続き、企業誘致活動や技術のマッチング支援等を行い、雇用拡大や県内経済の活性化に向けた取り組みを進める。
					B	要改善	研究支援だけに終わらず、企業の誘致や雇用の拡大、人材の育成、技術の集積などを進め、ビジネスとして成り立つような方向性を提言するなど、もっと県の関与を強めてほしい。		
					C	要改善	実際に関連産業に参入する企業が5社あるということなので、直接実業につながる有効な事業であると考ええる。 ただし、より積極的に工場移転、本社もしくは研究開発部門の誘致などへ誘引する事業としていくべきである。		
19	商店街活性化支援事業費	商業振興金融課	有	商店街の活性化は、市町村が主体となって取り組むべきものではあるが、地域コミュニティとしての商店街を維持し、活力を再生することは、県全体の活性化にも不可欠であるため、引き続き、商店街活性化に意欲ある市町村等への補助を行い、市町村の取り組みを支援する必要がある。 事業実施にあたっては、市町村ヒアリング（商工会議所等も同席）時などに、補助事業に関する助言を行い、イベント開催のような一過性の事業よりも、商店街等自らが活力再生の方法を考えスキルアップにつながる人材育成のような、継続的な商店街の活性化に資する事業にシフトするよう促していく。 また、創業支援事業については、家賃補助終了後も営業が継続していることが重要であるため、市町村に対し、営業の継続状況やフォローアップの状況について報告を求めるとする。	A	要改善	商店街の活性化は、重要性が高く、かつ、難しい課題である。施策の必要性は理解できる。ただし、当事者である商店の取り組みが主であり、そのサポート役が商工会議所（商工会）や市町村である。県のスタンスは、適度な距離感を保ちながら、県として支援すべき事業の重点化を行い、効果的な政策に集約する視点を保つべきである。全国の成功事例を見ると、当事者である若手店主やその組合等が起爆剤となって、メディアを出し、自分たちでリスクを負いつつ、様々な地元商店街のもつ資源を最大化している場合がほとんどである。こうした当事者性が元気の商店街の原理と言える。したがって、一過性のイベントやハード事業に補助しても、それを循環的な事業成果につなげることのできる「人材」が存在しなければ、マイナスのスパイラルを断ち切ることは困難である。その意味で、人材育成がカギである。長期的な取り組みであることや、市町村だけでは困難であるので、県としては実践的な人材の育成に重点化すべきであると思う。そのために専門家や実践家のサポートも必要であろう。こうした観点から、要改善が適当であると考ええる。	有	商店街の活性化は、市町村が主体となって取り組むべきものであるが、地域のコミュニティの核としての商店街を維持し、活力を再生することは、県としても地域の活性化、ひいては県全体の活性化に不可欠であると考えられており、継続的に支援する必要があるため、補助制度の終期は設定しない。 事業実施にあたっては、市町村・商工会等のヒアリング時に人材育成を促すとともに、補助要望採択時にも他のソフト事業より優先させることとする。 また、創業支援事業については、家賃補助終了後も営業が継続していることが重要であるため、市町村に対し、営業の継続状況やフォローアップの状況について報告を求めるとし、廃業等があった場合は、原因を確かめ、市町村・商工会議所等と協議しながら改善を図る。 なお、成果指標の設定、効果の検証については、国や他県の事例を踏まえながら検討する。
					B	要改善	終期を設定すべきではないか。 その時点で事業効果を検証して、県が継続すべきものは継続し、市町村へ移譲すべきものは移譲したらどうか。 また、商工会等の自助努力が反映されるような事業としたらどうか。		
					C	要改善	基本的に商店街等の活性化自体は、商店街自らの責任の下で実施すべきものと理解している。その上で、まずは人通り数の増加など、客観的な指標で成果の検証が必要である。 そして、なによりも重要なのは、これらの活性化支援事業を実施した結果、成果としてどのような結果がもたらされたのか、その結果を踏まえていかに次策にフィードバックできるのか、こういったソフトの分析が必要かつ不可欠であると思われる。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
20	中小企業経営 革新サポート 事業費	産業支援 課	有	<p>これまでの経営革新に関する支援に加えて、平成24年度から「山梨県産業振興ビジョン」が示す成長産業を育成するため、県内の産業振興に関わる組織機関が横断的にかつ一貫性を持って支援に取り組む、推進ネットワークが構築された。</p> <p>本事業は、この推進ネットワークの中核的な事業として位置づけられており、連携する支援機関も増加したことから、今後は、①連携拠点会議に持ち込まれる支援案件が増加していくことが予想される。②新たにソーシャルビジネスや地域ブランドツーリズムなどを推進するための対応が求められるところとなる。</p> <p>以上の点から、効果的な取り組みをすすめるために事業の構成を含めた検討を行うこととする。</p>	A	要改善	<p>企業の経営革新は地域経済を活性化させるためには必要であり、そのキーとなる人材である経営者をサポートする事業の必要性は理解できる。ただ、こうした事業の成否は、企業経営者の当事者意識にあり、それをベースに潜在的な支援ニーズや事業展開の可能性を掘り起こすような支援が重要である。たとえば大分県の老舗麹製造会社の経営者が、同様のサポート事業を契機として、調味料塩麹の開発とそれを使ったレシピを提案して全国的なブームを巻き起こした事例にみられるように、山梨県においてもまずは成功事例の発掘や支援に重点化し、中小企業の経営革新の呼び水となるよう期待したい。こうした期待も込めて、要改善とする。</p>	有	<p>事業の実施にあたっては、できる限り支援の窓口を広くする中で効率的かつきめ細やかに支援するため、各支援機関の指導員等とマネージャーとの連携を更に強化する。</p> <p>また、「山梨県産業振興ビジョン」で示されている今後成長が期待されている産業領域において、支援案件の重点プロジェクト化を図り、経営革新の呼び水となるような成功事例を増やすための方策について検討を行う。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、特定の企業に偏らないよう十分留意する。</p>
					B	要改善	<p>「山梨県産業振興ビジョン」推進のための中核的な事業として位置づけられている中で、支援機関も8機関から14機関に拡大したこともあり、新規案件の目標値35件を上回るような、積極的な事業の実施を行ってほしい。</p>		
					C	要改善	<p>「山梨県産業振興ビジョン」のもと、新たな成長分野への支援を行っていただきたい。また、企業の新事業可能性を掴まないためにできる限り支援の窓口を広くし、その中で支援企業を公平に選定していただきたい。</p>		
21	高齢者就業 機会確保事業 費	労政雇用 課	有	<p>高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条において、地方公共団体は定年退職者等に対する就業機会の確保のために、必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。また、実際に会員に対し仕事の提供を行うシルバー人材センター（拠点センター）に対する研修・講習や、広域的な仕事の確保等を行うシルバー人材センター連合会を支援する本事業の継続は、高齢化や年金支給年齢引き上げ、また、労働力人口の減少問題など社会を取り巻く環境が大きく変化の中で、年齢に関わりなく働き続けることのできる社会の実現のためには必要である。</p> <p>ただし、平成22年度から平成23年度にかけて月平均会員数が5,435人から5,221人、また契約件数が23,550件から23,383件と減少しているため、会員数や契約件数を増やす方向で事業の見直しを検討する。</p>	A	要改善	<p>シルバー人材センターをはじめとして、高齢者の就業の機会を増やし、様々な職種を増やして行くというのは今後ますます重要になってくる。その意味で、このような就業機会の確保事業は大変意義のあるものである。ただ、当該補助対象経費は人件費補助が主たるものであり、一般的に人件費補助は事業補助と違って、とりわけ不透明性が否めない側面がある。補助金が連合会のどんな活動にどんな形で結び付いているのかという実態を県民に常に分かり易く説明していく事が必要であると思う。また、団塊世代の退職者が増え、高齢者がますます増えており、会員の増大が期待される。新規に高齢になる方のこれまでの経験や専門性を活かせる職種の開拓が今後大きな課題になり、これまでのやり方とは違った就業機会の間口を広げるという事も必要になると思う。それを拠点センターで十分できないとすれば、このような連合会組織で対応する必要があるだろう。状況やニーズに合った対応によって会員を拡大し、生き甲斐や経済的な裏付けを担保して行けるような仕組みにつながるよう改善を図る必要がある。よって、要改善が適当であると考える。</p>	有	<p>社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、年齢に関わりなく働き続けることのできる社会の実現のため、新たな就業機会の開拓や、会員の増加につながる事業内容の検討をするとともに、事業の実施にあたっては、県民に分かり易く説明できるような、より透明性を高めた運営費補助となる方法について検討していく。</p>
					B	要改善	<p>高齢者の雇用確保、健康保持の観点から非常に重要な事業である。各拠点と連携を強化し、会員獲得、事業の拡大に努めてほしい。</p> <p>なお、連合会の業務内容について、県としてよく検証してほしい。</p>		
					C	要改善	<p>見直しの必要性にも書いてありますが、更なる会員の増加を目指し、県下全域を対象としたシルバー人材事業の普及啓発活動、研修、講習などの事業は必要だと認識した。ただし、国庫補助と折半という事だが、この補助金額の算定項目には説得力はないと思われる。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
22	障害者雇用対 策費	産業人材 課	有	「重度障害者等雇用 促進助成金」は、障害 者を雇用した事業主へ の通知から申請書の 受理、労働局への照 会、審査、支払と事務 量が非常に多くなって いる。特に、事業主へ の通知は、重度障害者 等に該当するか否か がわからないため135 件送付しており、事務 量増加の原因となっ ている。個人情報取り 扱いには十分に配慮 する必要があるが、公 共職業安定所や労働 局と情報を共有するこ とにより事務手続きの 簡素化・効率化が図れ ないか検討する必要が ある。	A	要改善	障害者の社会参加を実質的に拡大し ていくことは社会的責務である。とり わけ障害者の企業雇用率を高めるこ とは必要不可欠であり、そのための実 効性のある施策の遂行は重要である。 また、障害者の雇用は、企業側の労 働条件の改善にもつながるなど、事 業の意義や波及効果は大きい。そう した意味合いから改善すべき点もあ る。まず、事業目標の立て方につい て、前年度ベースの目標設定は堅実 ではあるが、潜在的な対象者を把握 して、あるべきチャレンジ目標を設 定して積極的な施策を促す姿勢が必 要である。また、労働局との連携は いうまでもなく、庁内の障害福祉課 をはじめとした関連部門とも連携を 図って事業の実効性を高めるなお一 層の工夫が必要である。以上の観点 から、要改善とするのが適当と考 える。	有	助成金受給事業主に 対して行ったアンケート調査の結果も 踏まえ、より効果的な助成のあり方 、事業主の要望や障害者の勤務状 況等の把握方法、福祉保健部等関係 機関との連携による支援策などにつ いて検討する。 併せて、労働局との連携による事務 手続きの効率化を進める。
					B	要改善	現地調査を実施し、雇用実態を把握 する必要がある。 事業主等と面談し要望等聴取する中 で雇用の拡大につなげて頂きたい。		
					C	要改善	対象となる障害者の数を把握せず、 前年実績を踏襲して目標設定してい るところが妥当とは言えない。事業 の対象者の状況(対象障害者の人数 や求職状況など)を把握した上で目 標を設定することが必要と思われる。		
23	やまなし観光 物産情報発信 事業費	観光企 画・ブラン ド推進課	有	首都圏において山梨 の観光情報の普及、県 産品のPRを行うこと は、やまなしのイメージ アップとやまなしブラン ドの確立のために極めて 重要であり、首都圏 からの誘客、首都圏 での消費を促進する役 割を担うアンテナショッ プ「富士の国やまなし 館」の必要性はますます 高まっているため、 事業を継続していく必 要がある。 こうした必要性を踏ま え、今後は観光客の増 加、県産品への継続的 な消費需要増加を図 り、リピーターすなわち 「やまなしファン」を更 に増やしていくための 各種イベントなどの企 画をより充実させるな ど、検討していきたい。	A	要改善	各種のネットを媒介した情報発信と 違い、観光物産館における情報交 流は、人と人との対人的コミュニ ケーションと、人とモノとの対物的 コミュニケーションの場である。人 やモノとの出会いを演出するステ ージである。そこで得られる生の 情報を、県の観光戦略に活かすた めの「窓口」でもある。そうしたフィ ードバック情報をきちんと県政に活 かしていくためには、委託先との コミュニケーションを一層強化し、 生の情報把握、フィードバック機 能のさらなる充実が重要である。 そうした観点から、要改善が適当 と考える。	有	県産品への消費需要 増加を継続的に図ると 同時に、アンテナショッ プからの情報収集に努 め、得られた情報の観 光関係事業者等への フィードバックを一層 強化することとする。 また、こうしたフィ ードバックや情報発信 を強化することにより 、広く観光客増加へと つなげていく。
					B	要改善	情報収集を強化し、観光客増へつな げて頂きたい。 また、県産品展示販売業務の再委託 先については、その運営について県 の関与を強めると同時に県内企業 の採用について検討願いたい。		
					C	要改善	物品の売り上げよりも山梨への観光 客誘致のための情報収集およびそ のフィードバックが大切と思われる。 ネットの活用や、情報収集の方法を 工夫していただき、山梨へ来県す るきっかけ、仕組みづくりの方へ より力を入れて頂きたい。		



調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
24	富士の国やま なし観光ネット 情報発信事業 費	観光振興 課	有	<p>インターネットを利用した観光情報の発信は、観光客が旅行する際の情報収集手段の最大の情報源であるため、今後もインターネットを利用した観光情報の発信を継続していく必要がある。</p> <p>さらに、SNS等の新たな媒体の活用やスマートフォン・タブレット対応など、刻々と変化するインターネットトレンドについても迅速に対応していく必要がある。</p> <p>今後注力することとして、外国人観光客の一層の誘致と利便性の向上を図るため、無料で利用できるインターネット環境である無料Wi-Fiスポット整備の促進を行っていく。</p>	A	要改善	<p>自主点検シートの「見直しの必要性」の中でも説明がある様にスマートフォンやSNS等の媒体が普及していくことにもなって、観光情報の提供における利便性の向上を図っていくことは今後なお一層必要であると思う。同時に新しいメディアには思わぬリスクを含んでいるものがあるので、コンテンツのリスク管理を適正に行う必要がある。また、観光の国際化が進んで行くことにもなるリスク管理として、重点対象国の文化的背景等にも十分配慮した、正確な翻訳情報を的確に発信できる様、チェック体制の導入も必要ではないかと思われる。よって、要改善が適当と考える。</p>	有	<p>インターネットを利用した観光情報の提供における利便性の向上を図るため、刻々と変化するインターネットトレンドについても迅速に対応していくことが必要である。</p> <p>特に、外国人観光客の一層の誘致を図るためには、無料で利用できるインターネット環境である無料Wi-Fiスポット整備の促進を図るとともに、国外への情報発信コンテンツの翻訳精度の向上に努めていく。</p>
					B	現行ど おり	<p>外国人観光客へのきめ細かい取り組みが必要である。</p> <p>また、ネット以外のアナログ情報についても配慮したい。</p>		
					C	要改善	<p>要改善とした理由は、見直しの必要性にも書いてある様に、多様なネット環境に対応できるためには、不断の改良改善が必要であるからである。個人的には非常に良くできたサイトであり、県が作っているサイトでは無い様な洗練された新鮮さを感じた。ただし、ユーザーの使い勝手を常に意識して、よりブラッシュアップしたサイトに仕上げていって欲しい。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
25	やまなし農業 ルネサンス総 合支援事業費 補助金	農村振興 課	有	当補助事業は、国補 事業の規模・要件を満 たさない施設・機械等 の整備について支援を 行うものであり、小規 模な営農集団等が先 進的な取り組みを行う 等の、国補事業では対 応しきれないものへの 支援策として、引き続 き事業を実施していく 必要がある。 H23年度に節電対 策に対する支援項目を 追加し、農業者等の要 望に合った支援ができ よう見直しを行って いる。近年は、新規参 入者が増えていること から、資金力の乏しい 初期段階から支援でき るような事業を検討す るなど、常に農業者等 の要望に耳を傾け、新 たなニーズに合ったメ ニューを見直ししていく 必要がある。	A	要改善	農業経営の集約化や大規模化という 観点から本事業を位置づけると大いに 疑問があるが、自主点検シートの中の 「結果何に結びつけるのか」にある、「農 業・農村の活性化」という観点からみる と、比較的小規模零細補助金が主たる 本事業の意義も、ある程度理解できる。 基本的には農村コミュニティの活性化が 施策の背景にあつて、当事者である農 業者たちが組織化し、タッグを組んで農 村地域の活性化をしていく、その時の 様々な「思い」を補助メニュー化して支 援するための仕組みと考えれば、わか りやすい。そういう意味では、農業を通 じる農村コミュニティの再生は政策課題 でもあるので、それがうまく活性化され れば農業経営の担い手も参入しやす くなり、農村社会の活性化にもつなが ると思われる。事業の背景にあると思 われる成果を検証しつつ、農村コミュニ ティの活性化につながる事業運営を目 指すべきである。また、事業名につい て、内容と事業名がマッチしているの か、事業の内容や目的、性格を表すよう 、もっとわかりやすいものに改善する のも一つの課題であると考え。よつて、 要改善とするのが適当と考える。	有	資金力の乏しい新 たな担い手や周辺 の就農者への支 援の必要性から、 新規就農者等 に対し、就農の 初期段階から支 援できるような 事業を検討し、 メニューの見直 しをおこなつて いく。 当事業は、本 県農政の農業 振興の基本指 針である「や まなし農業 ルネサンス大 綱」を引用し た事業名とな つてはいるが、 一般の方には わかりづらい との意見が寄 せられている。 そこで、事業 名の変更につ いては、サブ タイトルを付 けるなどの対 応により、わ かりやすくす る工夫をおこ なう。
					B	要改善	期限の設定もしてあり、本来こついった 事業は事業主体が自己責任で行うもの だとも思うが、個々の事業の効果を期 限内によく検証して、補助金の有効活 用をしてもらいたい。		
					C	要改善	見直しの必要性にも書いてあるとお り、農業への新規参入者にとって、資 金力の乏しい初期段階からの支援は必 要と思われる。また、この事業はその 対象範囲が非常に広範囲に渡るもの と感じた。もっと適用範囲を絞つて メリハリのある制度にした方が、よ り効果を得られると思われる。たと えば、販路の拡大に関しては、単 純に売り場面積の拡大ということ ではなく、何らかの制限を設ける べきではないか。また、もう少し「 担い手の育成」にシフトした支 援にする方が効果が上がるのでは ないかと思われる。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
26	魚苗生産事業 費	花き農水 産課	無	<p>漁業法によりアユやコイに漁業権を免許された漁協は、アユやコイの増殖行為(放流)を義務づけられており、漁協にとって健全なアユやコイの魚苗の入手は不可欠である。一方、アユ魚苗の生産は初期の人工海水飼育、プランクトン培養等が必要であり、専門技術がないと生産は極めて難しい(特に、冷水病に感染していないアユ魚苗の生産は、魚病の知識を持った専門職の関与がかかせない)。こうした健全なアユ魚苗は、他県においても自県への供給が優先されることから、県外からの入手は困難である。また、コイヘルペスウイルスに感染していないコイの魚苗やマス類の異節卵やバイテク卵等についても、民間業者等からの入手は困難である。</p> <p>また、本事業で生産されるすべての魚苗は病原菌フリーであり、病気による実験精度の低下を招かない点で、実験魚としても優れた性質を持つ。このため、県の施策上必要な試験研究を行っていく上で、本事業の重要度は高く、同等の実験魚は、民間業者等からの入手は不可能であり、代替手段は存在しない。</p> <p>以上、本事業で生産された魚苗は、漁協や養殖業者への供給用及び実験魚の確保という2つの側面を持ち、これらを効率的に機能させていくためには、現状どおりの事業の継続が必要である。</p>	A	現行ど おり	<p>他県においても魚苗の生産は、魚の疾病対策や漁業振興などの公益的観点から県が関与している状況にあり、このようなスタイルが標準的であると思われるために、現行どおりとするのが適当である。ただし、経費と収入の差額分については、すべてではないにせよ漁協に対するある種の補助金的な意味合いを持っていると考えられる。このことに対しては、例えば冷水病の予防、漁業振興、観光振興のため等の公益性が含まれているということをしかりと県民に説明していく必要がある。</p>	有	<p>本事業は、漁業法に基づく義務増殖の維持(健全な魚苗の放流)や県内養殖業の振興等に不可欠な事業であるため、現行どおりの事業継続が必要である。</p> <p>内水面漁業の振興にとどまらず、観光への貢献や湖沼河川の生態系の維持など、その高い公益性が県で事業を実施していくうえでの拠り所となっていることから、なお一層の周知を県民に図っていく。</p> <p>また、絶えず効率的な業務運営に努め、魚苗の生産経費等の見直しを図っていく。</p>
					B	要改善	<p>県の独占的な事業で競争原理が働かない状況の中で、コスト意識、リスク管理等が希薄になりがちである。絶えず事業内容、執行体制や業務の見直しを行い、効果的、効率的に事業を実施して頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>内水面漁業の振興は観光にも役立つ、非常に重要で意味のある事業であると考ええる。</p> <p>しかし、昭和47年度からの古くからの事業であることから、前年踏襲で事業が行われている可能性も否めない。事業費につき負担金額の根拠が乏しいのは、そのためである。県が負担する経費の根拠については常に模索していく必要がある。</p>		

調書番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し必要性	説明	評価者	評価区分	説明	見直し必要性	説明
27	木造住宅耐震診断支援事業費	建築住宅課	有	<p>国では、住宅の耐震化率を平成15年度の75%から平成27年度末までに90%とする目標値を定め、山梨県においても、平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定し、住宅の耐震化率を平成17年度末の72.3%から平成27年度末で90%とする目標を定めた。</p> <p>平成23年度の活動指標及び成果指標とも十分といえる達成率ではないが、大地震の切迫性が指摘されている中、地震による住宅の倒壊から生命・財産を守るため、耐震化はこれまで以上に重点的に取り組むべき課題であり、本事業は継続して、積極的に実施していく必要がある。</p> <p>平成23年度までは耐震診断結果のみを市町村から所有者へ報告していたが、平成24年度からは診断を行った建築士が診断結果と併せて、①耐震改修の概算工事費、②工事内容や施工業者の説明等を直接行うなど、事業内容の拡充をし所有者にとって使いやすい制度となるよう改善を行ってきたところであるが、木造住宅の耐震化を促進するためには、より多くの県民の方に耐震化の重要性を認識してもらうことが必要である。</p> <p>そのため、平成24年3月22日に県・市町村・建築関係団体とで設立した、「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、本事業の普及啓発活動を展開していくとともに、民間団体や市町村の意見を積極的に取り入れる中で、今後も制度の見直しについて検討していく。</p>	A	要改善	<p>耐震診断のあるべき姿と比べて診断が進まないのは、家屋の所有権等個人の権利があり、その同意が必要であるため、いかんともしがたい面が強いわけである。しかし、個々の所有権を面的なコミュニティの観点で考えた場合、大きな震災時に倒壊可能性のある家屋は、近隣の住民や家屋等への被害や重要な避難路の妨害など、ある種のマイナスの公共財的な機能を有している側面がある。最低でも耐震診断をしてリスク評価しておくことで、起こりうる危険を事前に回避することも可能となる。市町村やコミュニティの単位で、地域防災の一環としての耐震診断の新たな取り組みが必要であり、県としてはこういう認識が共有できるように政策支援をしていく必要があると考える。個を単位とした取り組みから、地域全体での新たな取り組みへの転換が必要である。その意味で、要改善とするのが適当であると考えられる。</p>	有	<p>住宅の耐震化促進のため、これまで、市町村等と連携し、防災出張講座や耐震啓発ローラー作戦(戸別訪問)を行ってきた。</p> <p>今後、更に、市町村や区長などの地区代表者等との協力を深める中で、地域防災活動との連携を図りながら、耐震化の重要性や木造住宅耐震化支援事業のメニュー全般について、コミュニティ単位での普及啓発活動を優先的に実施していく。</p> <p>また、民間団体や地区代表者などの意見を積極的に取り入れる中で、効果的な普及啓発活動について検討していく。</p>
					B	要改善	<p>耐震診断やその後の耐震化の支援制度が周知不足と思われる。</p> <p>市町村との連携を強化し、周知徹底を図るとともに、危険地域を把握したうえで、個別訪問等により診断率の向上を図って頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>耐震診断の対象となる住宅の95%が、耐震化が必要であることは、過去の実績から判明しているということである。この他の耐震化支援事業には、必ず当該事業の耐震診断が必要とされるということなので、耐震診断単独ではなく、耐震化支援事業のメニューとセットで取り組むべきと考えられる。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
28	いきいき教育 地域人材活用 推進事業費	義務教育 課	有	子どもたちが本事業 を活用した授業を通し て、これまで経験したこ とがない学習や専門家 による技能等に触れる ことで、ふるさとのよさ を感じたり、知識や技能 を習得し充実した学 校生活を送れており、 今後も継続していく必 要のある事業である。 活用校の割合が6 9.0%とH18年度の 調査(65.1%)から活 用割合が向上している ものの、まだ全体的に は30%ほどの学校が 本事業を活用してい ない現状がある。本事 業の予算設定におけ る目標活用校数割合は 、70%に設定してい るが、本事業がさらに 多くの学校に活用され るため、事務手続きの 簡素化や講師名簿一 覧表等を活用し、講師 の確保を容易に行える ようにするなどの改善 を図るとともに、さら なる周知を図っていく ようにする。	A	要改善	コミュニティとか郷土とかいった考えが 次第に希薄になってきている中で、自分 達の地域の歴史や文化をしっかりと認 識して、その上に暮らしを立てていくとい うことはとても重要な課題である。学校 教育の中でもそれをサポートする教育を さらに充実すべきである。その意味で、 こうした地域の人的資源を活用する取り 組みは、県内の全ての小中学校で実施 し、すべての児童生徒がその成果を享 受できるようにすべきである。そのため に手続的な問題があるならば直ちに改 善すべきである。有形・無形の資源が地 域にあるが、それを発展させていく人材 が出てこないということになれば、コミュ ニティがますますすたれていく。本事業 における教育的な取り組みが一過性の 取り組みにとどまらず、児童生徒から地 域住民までも巻き込んだ継続的活動に つながっていくよう学校教育としても支 援をすべきである。以上の観点から、要 改善とするのが適当であると考え。	有	地域との連携、協力 により郷土のよさを感じ たり、専門的な知識 や技能を学ぶことは、 学習効果も高く、より 多くの学校で実施され ることが望まれる。 このため、事務手続 きの簡素化や実施内 容一覧表等を活用し、 講師の確保が容易に 行えるようにするなど の改善を図るととも に、事業の活用を呼び かけていく。
					B	要改善	有意義な事業であるが、現状3割の学 校が活用していない状況である。すべ ての学校が活用できるよう、講師の発掘、 講師名簿の活用、事務手続きの簡素化 に取り組んで頂きたい。		
					C	要改善	周知徹底をすること、手続きの簡素 化、また、特別非常勤講師の幅広い地 域間の交流を行うことにより、より多く の学校の参加が見込まれる。児童生徒に とって、目で見えて触って体験すること ができる当該事業の意義は大きいと思わ れる。		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
29	学力向上対策 事業費	義務教育 課	有	<p>成果指標達成率が100.3%に達し、本事業は概ね成果を上げているが、これに満足せず今後も事業の改善を図っていく必要がある。具体的には、学力把握調査等の結果分析をもとにした授業改善を更に進めるため、県で作成する「授業改善プラン」や「学力向上プログラム」をより利用しやすいものにしたたり、各種会議や研修会、指導主事の学校訪問等を通じ、その一層の活用を呼びかけていく必要がある。</p> <p>また、学力向上のためには家庭との連携や協力は欠かすことができないことから、「学力向上の集い」への保護者の参加数の増加を図るなど、保護者の学力向上への関心を高める啓発活動の強化を図っていく必要がある。</p>	A	要改善	<p>小中学校の学力向上は教育施策上の課題である。家庭も含めた学校現場の取り組みが重要である。現場が取り組みやすい環境づくりは県教委の役割ではないかと考えている。本事業は、学力把握調査を県独自に毎年することで、時系列でデータを把握できたり、各校で様々な要因を分析して対策を立てるベースにもなる等、客観的なデータを基にしている点で、他にはない重要な事業であると理解できる。この点での県教育委員会の役割は、学力向上の目標をきちんと設定して推進を図ると同時に、学力向上を妨げている、様々な社会的な要因も含めた要因分析を行い、それに基づいてきめ細かな対応策を考えていくという、政策の立案機能にあると考える。その意味で、全国の調査も含めて学力面だけでなく、平均のばらつき、地域の特徴、学年や教科別の課題、学習環境による問題など、学力向上が成果を上げていくような学校現場での多様な取り組みを支援する、県教委でしかない多角的な分析や政策提言を期待したい。以上から、要改善とするのが適当であると考え。</p>	有	<p>本事業は概ね成果を上げているが、児童生徒のより高い学力の向上を目指し事業改善を図っていく必要がある。具体的には学力把握調査等の結果分析に基づいた授業改善を更に進めるため、県で作成する「授業改善プラン」や「学力向上プログラム」をより利用しやすいものにしたたり、各種会議や研修会、指導主事の学校訪問等を通じ、その一層の活用を呼びかけたりしていく。</p> <p>また、学力向上のためには家庭との連携や協力は欠かすことができないことから、「学力向上の集い」への保護者の参加数の増加を図るなど、保護者の学力向上への関心を高める啓発活動の強化を図っていく。</p>
					B	要改善	<p>学力向上の集いの参加者数が少ないので、保護者を含めた参加の向上を図ること。併せて、学力向上には教員の資質が大きく左右すると思うので、教員のレベルアップも積極的に取り組んで頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>学力向上という結果に対する施策の妥当性の判断は難しいが、保護者を巻き込んで実施する当該事業は、重要であると感じた。</p> <p>アベレージアップも重要であるがボトムアップ、つまりは、底辺をどのように上げていくかという施策も重要であるし、数字に表れない見えない部分で学力が身に付いているかということも重要であるので、総合的長期的に判断できる成果指標を取り入れる検討も必要である。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
30	適応指導教室 運営事業費 (県費分)	義務教育 課	無	<p>適応指導教室の設置については、H4.9.24付け文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」に基づき、県において設置を進め充実させてきた。その後、H15.5.16付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方について」に基づき、市町村に対して設置を働きかけてきたところ、現在は6市町で計11所が設置されている。しかし、未設置の市町村が21あり、また、すでに設置された教室でも、県と比較して指導体制や内容が必ずしも十分とはいえない所もある。</p> <p>したがって、県設置の教室が、広域に児童生徒へ対応していること、整った指導体制や内容で児童生徒の学校復帰を支援し効果を挙げていることなど、不登校対応として果たしている役割が大きいことから、本事業を継続することが必要である。なお、将来的には、未整備地域を解消できるように、市町村に対して整備を進めていくよう働きかけていく。</p>	A	要改善	<p>県が設置している3ヶ所の教室は受け入れの場として機能しており、大変意義があり大きな役割を果たしている。ただ、小中学校の教育は基本的には市町村教委と個々の学校との連携の中で子ども達の指導を行うことが必要である。基本的には市町村ベースでこのような不登校対応を行うのが望ましい。県教委の役割は、市町村に対して教室の設置や内容の充実を促すことが重要である。(自主点検シート)の見直しの方向付けのところに記載もあるが、未整備の市町村の支援や、整備している市町村の質の充実に重点化する必要がある。一方で市町村に要請し、また連携を図りながら、整備状況に合わせて将来的に県の役割を縮小していくことが望ましいと考える。以上の観点にたつて、要改善とするのが適当であるとする。</p>	有	<p>県が設置している3ヶ所の適応指導教室は、不登校児童生徒の受け入れの場として大いに機能しており、大きな役割を果たしている。基本的には学校の設置者である市町村で適応指導教室を整備し、不登校対応を行うことが望ましいが、現状は、市町村での整備状況が不十分であり、県における事業の継続は必要である。</p> <p>今後、さらに、市町村と連携しながら不登校対策の実情を把握するとともに、適応指導教室の未整備地域の解消や内容充実を図るため、担当者会議等を通して市町村に対して整備を進めていくよう働きかけていく。</p>
					B	要改善	<p>全県で700人程が教室に通えていない。市町村教委と連携しながら実態把握に努め、適正な処遇ができるよう指導・助言をお願いしたい。併せて未整備地域の解消に向けた整備に努力して頂きたい。</p>		
					C	要改善	<p>まず第一に市町村設置の教室の現状把握等に努めていただきたい。そして、基本的には市町村が対応を図るべきと思われるが、こういった事業においては広域的な観点から県がリーダーシップをとって情報の連携させることが重要であると思われる。また、単に未整備地域に教室が整備されたからといって根本的な解決にはならないことも付記しておく。不登校対応というのは社会参加の第一歩であるので非常に重要な事業である。</p>		

調書 番号	細事業名	担当課	1次評価		アドバイザー評価			2次評価	
			見直し 必要性	説 明	評価 者	評価 区分	説 明	見直し 必要性	説 明
31	県立高校体育 施設開放事業 費	スポーツ 健康課	有	平成24年3月に国が策定した「スポーツ基本計画」では、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%)となることを目指す。」としており、こうした新たな状況に対応するには、今まで以上に県民が気軽にスポーツを行うことができる機会を提供することが重要になってくる。 このため、複数の団体が同時に一つの施設を利用できる練習試合や合同練習等を行えるよう、事前に利用団体の調整を図り、利用者の増加を図っていく。 また、利用者の利便性を図るため施設の利用方法等について、やまなし情報ネットに掲載することを検討していく。	A	要改善	生涯スポーツの振興の観点から公共的な施設を安価で利用できるのは今後より一層重要であり、この事業の社会的機能は、小中学校や各種公共施設の利用改善と併せて重要と考える。今後は、利用をめぐる調整が重要となってくる。1つは、利用調整会議等での日程調整の公平性である。もう1つは、料金設定での調整機能も考えられる。料金設定での調整は運用が難しいが、現在のように利用者数が安定(固定)しているのであれば、公平性の観点からも一定の「利用料」相当額を徴収すべきだと考える。しかし、政策として利用者をさらに拡大し自由化していくのであれば、事実上の「利用料金」の設定が利用の需要を抑制してしまう可能性もある。公共的なスポーツ施設の利用状況や小中学校の利用状況など全体像を見渡しながら、生涯スポーツ政策のあり方を検証し、高校の施設の特性を生かした施設開放事業の再検討に繋げていくべきである。以上の観点から、要改善とすることが適当と考える。	有	事業の実施にあたっては、体育施設の開放を通してのスポーツ推進の重要性に関し、開放校が共通理解をするとともに、市町村生涯スポーツ担当者との連絡及び情報交換を行い、利用目的(練習試合等)に応じた体育施設の活用について、利用者が選択しやすいようにする。 また、やまなしスポーツ情報ネットに高校体育施設の利用方法を掲載し、利用希望者に分かりやすい情報発信を行うことにより利用者の増加を図る。
					B	要改善	自己評価の中にスポーツ実施率の向上や利用者の利便性を考慮した情報提供などがある。情報発信を積極的に行い、スポーツ実施率の向上に繋げて頂きたい。		
					C	要改善	単純に施設を開放していく意味では、現行どおりでいいかと思うが、積極的に推進していくのであれば利用者の拡大をしなければならない。 小中学校の施設(市町村)との情報交換などを行い効率的な運用を図っていくかといけないと思われる。		
32	文化財保存事業費補助金(県単)	学術文化財課	有	県内に所在する貴重な文化財は、国・県の指定を問わず県民共有の財産であり、それらを確実に次世代へ継承し、生涯学習や観光振興、まちづくり等において活用していくためには、保存修理等による適切な維持管理が重要であり、文化財の保存修理等に要する経費の一部を県が所有者に対して助成していく必要がある。 なお、事務の効率化を図るため、補助金交付申請書や実績報告書に添付される工事明細書の表記を改善し、事務作業の所要時間を短縮していく。	A	要改善	文化財保存は、地域の歴史文化遺産の継承だけでなく、観光資源の再生産にも貢献しており、当該補助事業も、所有・管理者責任を補完するための重要な政策の一環となっている。文化財に指定されていたわけではないが、大正時代に建てられ映画のロケ地ともなった長野県上田市の浦里小学校の木造2階建て校舎が先日焼失した例のように、文化財には焼失等による喪失や破損、あるいは、管理者の不注意等による逸失等のリスクが常にある。一度失ったり破損したりしたものを完全に復元修復することは困難であるという意味で、遑及不能な公共財である。厳しい予算制約の下、このようなリスクを減らし、歴史的遺産を引継ぐことは重要である。計画的に保存を進めて頂きたい。以上の観点から、要改善とすることが適当と考える。	有	県内に所在する貴重な文化財は、国・県の指定を問わず県民共有の財産であり、一度失うと取り戻せない貴重な地域の「たから」である。それらを確実に次世代へ継承し、生涯学習や観光振興、まちづくり等において活用していくためには、保存修理や防災設備の設置等による適切な維持管理が重要であり、今後も計画的に文化財の保存修理等に要する経費の一部を所有者に助成していく。 なお、事務の効率化を図るため、補助金交付申請書や実績報告書に添付される工事明細書の表記を改善し、事務作業の所要時間を短縮する。
					B	要改善	調書にも、防災設備の設置状況が未整備のところがある。防災意識の高まりもあり、このような点を考慮して優先順位を考えて頂きたい。		
					C	現行どおり	効率的な執行に努めて頂きたい。		